

「市民プラザ音楽祭2020」開催要項

1 目 的

市内アマチュア音楽団体（合唱・合奏）の活動支援と発表機会の提供として文化ホールを活用し音楽公演を開催することにより、今後の活動の活性化と市民の音楽文化の向上を図る。

2 主 催

公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団
足利市教育委員会
各参加団体

3 主 管

足利市民プラザ

4 期 間

令和2年5月23日(土)から6月14日(日)までの土・日曜日の8日間

5 会 場

足利市民プラザ 文化ホール

6 対 象

市内に活動の拠点を持ち、概ね月1回以上、団体として定期的活動を行っていること。

7 負担金等

(1) 参加負担金等

1団体につき30,000円（消費税含む）とする。

(2) 公演経費

収支は、各参加団体で責を負う。

8 内 容

市内アマチュア音楽団体（合唱・合奏）の演奏会
単独公演・もしくはジョイント公演

9 申し込み

(1) 募集方法

- ①あしかがみ9月号に掲載
- ②市民プラザホームページにアップ
- ③前年度参加団体・音楽連盟加盟団体へ通知

(2) 募集团体数

土・日開催の1日1団体 計8団体（ただし、ジョイント公演も可）
*募集团体数を超えた場合・希望日が重複した場合は、事前の希望調査に基づき打合せ会議で調整し決定する。ただし、調整がつか

ない場合は抽選とする。

(3) 募集期限・申し込み先

令和元年9月29日(日) 足利市民プラザ

10 その他

(1) 練習会場

市民プラザならびに男女共同参画センター及び市民会館

(2) 会場・器具使用料

①本番及びゲネプロについて(市民プラザのみ)

公演当日とその仕込み、及びゲネプロ(1回)に関しては、会場・器具使用料を免除とする。(公演当日に行う打上げ会場も免除とする)

但し、舞台照明に関してはゲネプロ(1回)のみ免除として、リハーサル等で使用した場合は、ボーダーライトまたは反響板天板ライト以外の照明器具使用料を有料とする。

※・土曜日に公演する団体のゲネプロは、前日または当日に行う。

指定日以外にゲネプロを行う場合は、器具使用料は全額有料とする。

・日曜日に公演する団体で、前日または当日にゲネプロができない団体は、他の日程で行うものとし、会場・器具使用料ともに100%免除とする。

②事前練習及び打合せ会議等について

(ア) 会場使用料

公演日4ヶ月前の日(同日)の使用から50%減免(市民プラザ小ホールならびに市民会館小ホール及び別館ホールは75%減免)とする。(回数制限なし)

※会場使用の申請は、使用日の5カ月前の月初受付日の翌日から受付ける。文化ホールについては、使用日の11カ月前の月初受付日の翌日から受付ける。

(イ) 器具使用料

有料とする。但し次に掲げる器具に関しては、免除とする。

(a) 市民プラザ文化ホールならびに市民会館大ホール

舞 台：反響板・ピアノ・指揮台・指揮者譜面台

譜面台・平台・持込機材のコンセント代

照 明：シーリングライト10台・ピアノ当て

(b) 市民プラザ小ホールならびに市民会館小ホール及び

別館ホール

舞 台：ピアノ・譜面台・持込機材のコンセント代

照 明：ピアノ当て

(c) 市民プラザリハーサル室ならびに市民会館103号室
ピアノ・譜面台・持込機材のコンセント代
※各ホール共、準備・片づけは使用する団体が行う。

(3) 入 場 料

1, 500円未満とし、各団体で設定する。

(4) 広 報

共通ポスター・チラシは、市民プラザで作成する。

個別ポスター・チラシは、各団体で作成する。

(5) 公演に関する注意事項

①舞台準備・後片付けは、各団体とも職員と協力して行う。

②公演当日のピアノ調律は、午前8時以降とする。

③公演当日のスタッフ（受付関係・駐車場関係等）は、各団体で用意する。

④市民プラザ、市民会館で販売したチケットについては販売手数料を10%とする。

⑤その他必要事項は、打合せ会議で協議し決定する。